

年金記録確認東京地方第三者委員会（第149回） 議事要旨（第4部会）

- 1 日 時 平成22年7月1日（木）13時15分から15時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）前田部会長 佐々川部会長代理 福岡委員 大箭委員  
（東京地方第三者委員会事務室）千住次長補佐 井上主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第4部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件を審議し、決定した。
  - (2) 第4部会では、厚生年金37件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、35件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第4部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月15日（木）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第149回） 議事要旨（第7部会）

- 1 日 時 平成22年7月1日（木）14時から16時30分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）植西部会長 竹内部会長代理 安藤委員 大石委員  
（東京地方第三者委員会事務室）榎本次長補佐 坂口調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第7部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案1件及び訂正が必要でないとのあっせん案2件を審議し、決定した。
  - (2) 第7部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1件はあっせんを行う方向で、4件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第7部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月8日（木）14時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 149 回） 議事要旨（第 12 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 1 日（木）13 時 30 分から 16 時 10 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）三井田部会長 森岡部会長代理 中澤委員 安田委員  
（東京地方第三者委員会事務室）安治川次長補佐 筑後主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) 申立事案の審議
  - (3) あっせん案等の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 12 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 第 12 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。
  - (4) 次回の第 12 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 8 日（木）13 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 149 回） 議事要旨（第 16 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 1 日（木）13 時 15 分から 15 時 30 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）滝田部会長 加納委員 飯塚委員

（東京地方第三者委員会事務室）柏木次長補佐 坂田調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 16 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。

(3) 第 16 部会では、厚生年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 16 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 8 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 149 回） 議事要旨（第 22 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 1 日（木）13 時 15 分から 17 時 10 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）永井部会長 内田部会長代理 津田委員 吉山委員  
（東京地方第三者委員会事務室）小川次長補佐 今本主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 22 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 7 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 22 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る 2 件については継続審議とした。
  - (4) 次回の第 22 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 8 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 149 回） 議事要旨（第 25 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 1 日（木）13 時 15 分から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）森萩部会長 小名部会長代理 大島委員 中田委員  
（東京地方第三者委員会事務室）後藤次長 本間主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 25 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 25 部会では、国民年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 25 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 8 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第149回）議事要旨（第27部会）

1 日 時 平成22年7月1日(木) 13時15分から15時45分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

(委員) 豊崎部会長 川崎部会長代理 渡邊委員 石川委員

(東京地方第三者委員会 事務室) 秦次長補佐 鈴木調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第27部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件及び訂正が必要でないとのあっせん案4件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第27部会では、国民年金7件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、4件はあっせんを行う方向で、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第27部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月8日(木)13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 149 回） 議事要旨（第 29 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 1 日（木） 13 時 15 分から 17 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）山本部部长 坂本部部长代理 松岡委員 坂本委員

（東京地方第三者委員会事務室）松元次長補佐 伊藤調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 29 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 6 件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 29 部会では、国民年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 29 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 8 日（木） 13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 149 回） 議事要旨（第 15 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 2 日（金）13 時 15 分から 16 時 55 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）永島部会長 熊谷部会長代理 齊藤委員 益田委員  
（東京地方第三者委員会事務室）塚田次長補佐 関調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 15 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。
  - (2) 第 15 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第 15 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 9 日（金）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第150回） 議事要旨（第14部会）

- 1 日 時 平成22年7月5日（月）13時15分から16時10分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）久保部会長 榎本部会長代理 福岡委員 金網委員  
（東京地方第三者委員会事務室）塚田次長補佐 根岸主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第14部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案4件を審議し、決定した。
  - (2) 第14部会では、厚生年金4件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、4件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第14部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月12日（月）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 150 回） 議事要旨（第 13 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 6 日（火） 13 時 15 分から 16 時 15 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）川合部会長 笠原部会長代理 金子委員 須藤委員  
（東京地方第三者委員会事務室）濱田次長 阿藤主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 13 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 13 部会では、厚生年金 12 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、6 件はあっせんを行う方向で、6 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 13 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 13 日（火） 13 時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第150回） 議事要旨（第17部会）

- 1 日 時 平成22年7月6日（火）9時10分から12時15分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）杉山部会長 鈴木部会長代理 小林委員 山岸委員  
（東京地方第三者委員会事務室）柏木次長補佐 三星調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第17部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件及び訂正が必要でないとのあっせん案2件を審議し、決定した。
  - (2) 第17部会では、厚生年金6件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2件はあっせんを行う方向で、4件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第17部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月13日（火）9時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 150 回） 議事要旨（第 18 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 6 日（火）14 時から 15 時 50 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）高橋部会長 奥住委員 岩城委員 手串委員  
（東京地方第三者委員会事務室）石川次長補佐 鈴木調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 18 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 18 部会では、厚生年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る 1 件については継続審議とした。  
また、事務室より厚生年金事案 1 件の取下げの報告が行われた。
  - (4) 次回の第 18 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 13 日（火）14 時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 150 回） 議事要旨（第 21 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 6 日（火）15 時から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）川崎部会長 高根部会長代理 勝本委員 齊藤委員  
（東京地方第三者委員会事務室）高崎次長補佐 中野主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 21 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 21 部会では、厚生年金 3 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 21 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 13 日（火）14 時から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 150 回） 議事要旨（第 23 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 6 日（火） 13 時 15 分から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）山本部会長 横山部会長代理 宮野委員 松山委員  
（東京地方第三者委員会事務室）小川次長補佐 小峰主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 23 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 23 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、4 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 23 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 13 日（火） 13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第150回） 議事要旨（第1部会）

- 1 日 時 平成22年7月7日（水）13時15分から15時15分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員） 富田委員長 金子部会長代理 薄井委員  
（東京地方第三者委員会事務室） 濱田次長 沼川調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第1部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案7件を審議し、決定した。
  - (3) 第1部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、5件はあっせんを行う方向で審議を進めることにした。  
また、事務室より厚生年金事案1件の取下げの報告が行われた。
  - (4) 次回の第1部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月13日（火）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第150回）議事要旨（第19部会）

- 1 日 時 平成22年7月7日（水）13時15分から15時40分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）浅野部会長 金光部会長代理 玉田委員 歌津委員  
（東京地方第三者委員会事務室）石川次長補佐 渡辺主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第19部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案4件を審議し、決定した。
  - (3) 第19部会では、厚生年金6件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1件はあっせんを行う方向で、5件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
また、事務室より厚生年金事案4件の取下げの報告が行われた。
  - (4) 次回の第19部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月14日（水）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 150 回） 議事要旨（第 20 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 7 日（水）13 時 15 分から 16 時 55 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）久保原部会長 花崎部会長代理 味園委員 小松委員

（東京地方第三者委員会事務室）高崎次長補佐 林調査員 ほか

4 議 題

(1) 口頭意見陳述の実施

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 20 部会では、厚生年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(2) 第 20 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。

(3) 第 20 部会では、厚生年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

残る 1 件については継続審議とした。

(4) 次回の第 20 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 14 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 150 回） 議事要旨（第 24 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 7 日（水） 15 時 30 分から 17 時 30 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員） 藤原部会長 吉瀬部会長代理 井田委員 當間委員  
（東京地方第三者委員会事務室） 後藤次長 大山主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 24 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 24 部会では、国民年金 10 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、6 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 24 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 14 日（水） 15 時 30 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 150 回） 議事要旨（第 16 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 8 日（木）13 時 15 分から 16 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）滝田部会長 中垣部会長代理 加納委員 飯塚委員

（東京地方第三者委員会事務室）柏木次長補佐 坂田調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 16 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。

(3) 第 16 部会では、厚生年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 16 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 15 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 150 回） 議事要旨（第 22 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 8 日（木） 13 時 15 分から 17 時 15 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）永井部会長 内田部会長代理 津田委員 吉山委員  
（東京地方第三者委員会事務室）小川次長補佐 今本主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 22 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 22 部会では、国民年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る 2 件については継続審議とした。
  - (4) 次回の第 22 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 15 日（木） 13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第150回） 議事要旨（第15部会）

- 1 日 時 平成22年7月9日（金）13時15分から17時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）永島部会長 熊谷部会長代理 齊藤委員 益田委員  
（東京地方第三者委員会事務室）塚田次長補佐 関調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
  - (3) 口頭意見陳述の実施
- 5 会議経過
  - (1) 第15部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案3件を審議し、決定した。
  - (2) 第15部会では、厚生年金3件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 第15部会では、厚生年金1件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。
  - (4) 次回の第15部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月16日（金）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第151回） 議事要旨（第8部会）

- 1 日 時 平成22年7月12日（月）15時から17時30分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員） 関根部会長代理 大野委員 島崎委員  
（東京地方第三者委員会事務室） 榎本次長補佐 齋藤主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第8部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案1件及び訂正が必要でないとのあっせん案6件を審議し、決定した。
  - (2) 第8部会では、厚生年金7件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3件はあっせんを行う方向で、4件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第8部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月20日（火）9時15分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 14 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 12 日（月） 13 時 15 分から 17 時 15 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）久保部会長 榎本部会長代理 福岡委員 金網委員

（東京地方第三者委員会事務室）塚田次長補佐 根岸主任調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 14 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。

(2) 第 14 部会では、厚生年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

また、事務室より厚生年金事案 1 件の取下げの報告が行われた。

(3) 次回の第 14 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 20 日（火）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第151回） 議事要旨（第1部会）

1 日 時 平成22年7月13日（火）13時15分から17時15分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 富田委員長 金子部会長代理 薄井委員 田川委員

（東京地方第三者委員会事務室） 金沢次長 沼川調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第1部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案5件を審議し、決定した。

(3) 第1部会では、厚生年金4件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、3件はあっせんを行う方向で、1件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

また、事務室より厚生年金事案2件の取下げの報告が行われた。

(4) 次回の第1部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月21日（水）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第151回） 議事要旨（第5部会）

- 1 日 時 平成22年7月13日（火）13時15分から16時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）吉田部会長 吉村部会長代理 嶋津委員 野村委員  
（東京地方第三者委員会事務室）川島次長補佐 佐藤主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第5部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案4件及び訂正が必要でないとのあっせん案1件を審議し、決定した。
  - (3) 第5部会では、厚生年金7件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1件はあっせんを行う方向で、5件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

残る1件については継続審議とした。

また、事務室より厚生年金事案1件の取下げの報告が行われた。
  - (4) 次回の第5部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月20日（火）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 11 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 13 日（火） 13 時 30 分から 16 時 15 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）内木部会長 高木部会長代理 永井委員 高木委員  
（東京地方第三者委員会事務室）安治川次長補佐 阿部主任調査員 地引調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 11 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
  - (2) 第 11 部会では、厚生年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第 11 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 20 日（火） 13 時 30 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 13 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 13 日（火） 13 時から 15 時 10 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）川合部会長 笠原部会長代理 金子委員 須藤委員

（東京地方第三者委員会事務室）濱田次長 阿藤主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 口頭意見陳述の実施

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) あっせん案等の審議

(4) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 13 部会では、厚生年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 13 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 5 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。

(4) 第 13 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、4 件はあっせんを行う方向で、1 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(5) 次回の第 13 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 20 日（火）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 17 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 13 日（火） 9 時 10 分から 11 時 45 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員） 杉山部会長 鈴木部会長代理 小林委員 山岸委員  
（東京地方第三者委員会事務室） 柏木次長補佐 三星調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 17 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 12 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。
  - (2) 第 17 部会では、厚生年金 90 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、85 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る 1 件については継続審議とした。
  - (3) 次回の第 17 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 20 日（火） 15 時から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 18 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 13 日（火） 14 時から 15 時 25 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）高橋部会長 奥住委員 岩城委員 手串委員

（東京地方第三者委員会事務室）石川次長補佐 鈴木調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 18 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。

(3) 第 18 部会では、厚生年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 18 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 20 日（火）14 時から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 21 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 13 日（火） 15 時から 17 時 30 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）川崎部会長 高根部会長代理 勝本委員 齊藤委員  
（東京地方第三者委員会事務室）高崎次長補佐 中野主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 21 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 21 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 21 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 20 日（火）14 時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 23 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 13 日（火） 13 時 15 分から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）山本部会長 横山部会長代理 宮野委員 松山委員  
（東京地方第三者委員会事務室）小川次長補佐 小峰主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
  - (4) 口頭意見陳述の実施
- 5 会議経過
  - (1) 第 23 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 23 部会では、国民年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、5 件はあっせんを行う方向で、2 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 第 23 部会では、国民年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。
  - (5) 次回の第 23 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 20 日（火）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 26 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 13 日（火） 9 時 15 分から 13 時 15 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 布施部会長 大島部会長代理 新村委員 大平委員

（東京地方第三者委員会事務室） 秦次長補佐 渡邊調査員 ほか

4 議 題

(1) 口頭意見陳述の実施

(2) あっせん案等の審議

(3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(4) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 26 部会では、国民年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(2) 第 26 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。

(3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(4) 第 26 部会では、国民年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(5) 次回の第 26 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 20 日（火）15 時から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 28 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 13 日（火） 14 時から 17 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 高澤部会長 藤原部会長代理 伊東委員 田島委員

（東京地方第三者委員会事務室） 松元次長補佐 島本調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 28 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 6 件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 28 部会では、国民年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2 件はあっせんを行う方向で、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 28 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 20 日（火） 14 時から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第151回） 議事要旨（第2部会）

- 1 日時 平成22年7月14日（水）13時15分から15時15分まで
- 2 場所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）南淵部会長 小磯部会長代理 山岡委員 小栗委員  
（東京地方第三者委員会事務室）中村次長補佐 関口調査員 ほか
- 4 議題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第2部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案1件及び訂正が必要でないとのあっせん案3件を審議し、決定した。
  - (2) 第2部会では、厚生年金18件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1件はあっせんを行う方向で、17件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第2部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月21日（水）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第151回） 議事要旨（第3部会）

- 1 日 時 平成22年7月14日（水）13時15分から15時35分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）森部会長 山本部会長代理 三浦委員  
（東京地方第三者委員会事務室）千住次長補佐 飯塚主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第3部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件及び訂正が必要でないとのあっせん案1件を審議し、決定した。
  - (3) 第3部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1件はあっせんを行う方向で、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る1件については継続審議とした。
  - (4) 次回の第3部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月21日（水）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第151回）議事要旨（第9部会）

1 日 時 平成22年7月14日（水）13時15分から14時40分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務局 委員室

3 出席者

（委員）吉田部会長 茶谷部会長代理 板橋委員 明河委員

（東京地方第三者委員会事務局）榎本次長補佐 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第9部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案18件を審議し、決定した。

(2) 第9部会では、厚生年金6件の事案ごとに事務局からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1件はあっせんを行う方向で、5件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(3) 次回の第9部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月21日（水）15時から開催することにした。

〔 文責：事務局  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 10 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 14 日（水）13 時から 16 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）豊田部会長 小松部会長代理 笹山委員 西村委員  
（東京地方第三者委員会事務室）川島次長補佐 石田主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 口頭意見陳述の実施
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) あっせん案等の審議
  - (4) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 10 部会では、厚生年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 10 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 7 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
  - (4) 第 10 部会では、厚生年金 21 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、20 件はあっせんを行う方向で、1 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (5) 次回の第 10 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 21 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 19 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 14 日（水）13 時 10 分から 15 時 25 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）浅野部会長 金光部会長代理 玉田委員 歌津委員  
（東京地方第三者委員会事務室）石川次長補佐 渡辺主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 19 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 19 部会では、厚生年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
また、事務室より厚生年金事案 2 件の取下げの報告が行われた。
  - (4) 次回の第 19 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 21 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 20 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 14 日（水） 13 時 15 分から 16 時 30 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 久保原部会長 花崎部会長代理 小松委員

（東京地方第三者委員会事務室） 高崎次長補佐 林調査員 ほか

4 議 題

(1) 口頭意見陳述の実施

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 20 部会では、厚生年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(2) 第 20 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。

(3) 第 20 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

残る 1 件については継続審議とした。

(4) 次回の第 20 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 21 日（水） 13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 24 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 14 日（水） 15 時 30 分から 17 時 20 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員） 藤原部会長 吉瀬部会長代理 井田委員 當間委員  
（東京地方第三者委員会事務室） 後藤次長 大山主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 24 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 24 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1 件はあっせんを行う方向で、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る 2 件については継続審議とした。
  - (4) 次回の第 24 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 21 日（水） 15 時 30 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 30 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 14 日（水）13 時 15 分から 16 時 20 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）清野部会長 恩田部会長代理 中島委員 海老原委員

（東京地方第三者委員会事務室）松元次長補佐 青木調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 30 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。

(2) 第 30 部会では、国民年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、3 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(3) 次回の第 30 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 21 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第151回） 議事要旨（第4部会）

- 1 日 時 平成22年7月15日（木）13時15分から15時50分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務局 委員室
- 3 出席者  
（委員）前田部会長 佐々川部会長代理 福岡委員 大箭委員  
（東京地方第三者委員会事務局）千住次長補佐 井上主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第4部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案114件及び訂正が必要でないとのあっせん案3件を審議し、決定した。
  - (2) 第4部会では、厚生年金8件の事案ごとに事務局からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3件はあっせんを行う方向で、5件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第4部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月22日（木）13時15分から開催することにした。

（文責：事務局  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第151回） 議事要旨（第6部会）

- 1 日 時 平成22年7月15日（木）9時15分から12時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）渡邊部会長 吉澤部会長代理 小池委員 高野委員  
（東京地方第三者委員会事務室）中村次長補佐 熱海主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第6部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件及び訂正が必要でないとのあっせん案3件を審議し、決定した。
  - (2) 第6部会では、厚生年金7件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3件はあっせんを行う方向で、4件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第6部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月22日（木）9時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第151回） 議事要旨（第7部会）

- 1 日 時 平成22年7月15日（木）14時から16時30分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）植西部会長 竹内部会長代理 安藤委員 大石委員  
（東京地方第三者委員会事務室）榎本次長補佐 坂口調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第7部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案1件及び訂正が必要でないとのあっせん案4件を審議し、決定した。
  - (2) 第7部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る1件については継続審議とした。
  - (3) 次回の第7部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月22日（木）14時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 12 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 15 日（木） 13 時 30 分から 17 時 10 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 三井田部会長 森岡部会長代理 中澤委員 安田委員

（東京地方第三者委員会事務室） 安治川次長補佐 筑後主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) 申立事案の審議

(3) あっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 12 部会では、厚生年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(3) 第 12 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。

(4) 次回の第 12 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 22 日（木） 13 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 16 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 15 日（木）13 時 15 分から 16 時 30 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）滝田部会長 中垣部会長代理 加納委員 飯塚委員  
（東京地方第三者委員会事務室）柏木次長補佐 坂田調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 16 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 16 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 16 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 22 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 22 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 15 日（木）13 時 15 分から 17 時 10 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）永井部会長 内田部会長代理 津田委員 吉山委員  
（東京地方第三者委員会事務室）小川次長補佐 今本主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 22 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 22 部会では、国民年金 9 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、7 件はあっせんを行う方向で、2 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 22 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 22 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 25 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 15 日（木）13 時 15 分から 17 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）森萩部会長 小名部会長代理 大島委員 中田委員

（東京地方第三者委員会事務室）後藤次長 本間主任調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 25 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 25 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、3 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

残る 1 件については継続審議とした。

(4) 次回の第 25 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 22 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 27 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 15 日（木） 13 時 15 分から 15 時 30 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 豊崎部会長 川崎部会長代理 渡邊委員 石川委員

（東京地方第三者委員会 事務室） 秦次長補佐 鈴木調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 27 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 7 件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 27 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、4 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 27 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 22 日（木） 13 時 15 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 29 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 15 日（木）13 時 15 分から 17 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）山本部会長 坂本部会長代理 松岡委員

（東京地方第三者委員会事務室）松元次長補佐 伊藤調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 29 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 29 部会では、国民年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、6 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 29 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 22 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 151 回） 議事要旨（第 15 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 16 日（金） 13 時 15 分から 16 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）永島部会長 熊谷部会長代理 齊藤委員 益田委員

（東京地方第三者委員会事務室）塚田次長補佐 関調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 申立事案の審議

(3) 口頭意見陳述の実施

5 会議経過

(1) 第 15 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。

(2) 第 15 部会では、厚生年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(3) 第 15 部会では、厚生年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(4) 次回の第 15 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 23 日（金） 13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第152回） 議事要旨（第5部会）

1 日 時 平成22年7月20日（火）13時15分から15時20分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）吉田部会長 吉村部会長代理 嶋津委員 野村委員

（東京地方第三者委員会事務室）川島次長補佐 佐藤主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 部会長代理の指名

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) あっせん案等の審議

(4) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が吉村委員を部会長代理に指名した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第5部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案3件及び訂正が必要でないとのあっせん案3件を審議し、決定した。

(4) 第5部会では、厚生年金4件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

また、事務室より厚生年金事案2件の取下げの報告が行われた。

(5) 次回の第5部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月27日（火）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第152回） 議事要旨（第8部会）

1 日 時 平成22年7月20日（火）9時15分から12時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 関根部会長代理 大野委員 島崎委員

（東京地方第三者委員会事務室） 榎本次長補佐 齋藤主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 部会長代理の指名

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 部会長から連絡があり、年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、関根委員を部会長代理に指名した。

(2) 第8部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件及び訂正が必要でないとのあっせん案2件を審議し、決定した。

(3) 第8部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、5件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第8部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月26日（月）13時15分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 11 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 20 日（火） 13 時 30 分から 16 時 30 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）内木部会長 高木部会長代理 永井委員 高木委員  
（東京地方第三者委員会事務室）安治川次長補佐 阿部主任調査員 地引調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 部会長代理の指名
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が高木委員を部会長代理に指名した。
  - (2) 第 11 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 11 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る 1 件については継続審議とした。
  - (4) 次回の第 11 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 27 日（火） 9 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 13 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 20 日（火） 13 時 15 分から 16 時 30 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）川合部会長 笠原部会長代理 金子委員 須藤委員

（東京地方第三者委員会事務室）濱田次長 阿藤主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 13 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。

(3) 第 13 部会では、厚生年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

残る 1 件については継続審議とした。

(4) 次回の第 13 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 27 日（火）13 時から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 14 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 20 日（火） 13 時 15 分から 16 時 15 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 久保部会長 榎本部会長代理 福岡委員 金網委員

（東京地方第三者委員会事務室） 塚田次長補佐 根岸主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 部会長代理の指名

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が榎本委員を部会長代理に指名した。

(2) 第 14 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。

(3) 第 14 部会では、厚生年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、4 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 14 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 26 日（月） 13 時 15 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 17 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 20 日（火） 15 時から 17 時 35 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 鈴木部会長 山岸部会長代理 小林委員

（東京地方第三者委員会事務室） 柏木次長補佐 三星調査員 ほか

4 議 題

(1) 部会長代理の指名

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が山岸委員を部会長代理に指名した。

(2) 第 17 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。

(3) 第 17 部会では、厚生年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 17 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 27 日（火） 9 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 18 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 20 日（火） 14 時から 15 時 35 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員） 高橋部会長 奥住部会長代理 岩城委員 手串委員  
（東京地方第三者委員会事務室） 石川次長補佐 鈴木調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 部会長代理の指名
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) あっせん案等の審議
  - (4) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が奥住委員を部会長代理に指名した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 18 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
  - (4) 第 18 部会では、厚生年金 3 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
また、事務室より厚生年金事案 3 件の取下げの報告が行われた。
  - (5) 次回の第 18 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 26 日（月） 14 時から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 21 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 20 日（火） 15 時 30 から 18 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）川崎部会長 高根部会長代理 勝本委員 齊藤委員  
（東京地方第三者委員会事務室）高崎次長補佐 中野主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 21 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 21 部会では、厚生年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 21 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 27 日（火）14 時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 23 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 20 日（火） 13 時 15 分から 16 時 45 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）山本部会長 横山部会長代理 宮野委員 松山委員  
（東京地方第三者委員会事務室）小川次長補佐 小峰主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 23 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 5 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 23 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行う方向で、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 23 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 27 日（火） 13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 26 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 20 日（火） 15 時から 17 時 35 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員） 布施部会長 大島部会長代理 新村委員 大平委員  
（東京地方第三者委員会事務室） 秦次長補佐 渡邊調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 部会長代理の指名
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (4) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が大島委員を部会長代理に指名した。
  - (2) 第 26 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 6 件を審議し、決定した。
  - (3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (4) 第 26 部会では、国民年金 9 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行う方向で、6 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (5) 次回の第 26 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 27 日（火） 9 時 30 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 28 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 20 日（火）14 時から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）高澤部会長 藤原部会長代理 伊東委員 田島委員  
（東京地方第三者委員会事務室）松元次長補佐 島本調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 部会長代理の指名
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (4) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が藤原委員を部会長代理に指名した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 28 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 6 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。
  - (4) 第 28 部会では、国民年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、4 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (5) 次回の第 28 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 27 日（火）14 時から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第152回） 議事要旨（第1部会）

1 日 時 平成22年7月21日（水）13時15分から16時35分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 富田委員長 金子部会長代理 薄井委員 田川委員  
（東京地方第三者委員会事務室） 濱田次長 沼川調査員 ほか

4 議 題

- (1) 口頭意見陳述の実施
- (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
- (3) あっせん案等の審議
- (4) 申立事案の審議

5 会議経過

- (1) 第1部会では、厚生年金1件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。
- (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
- (3) 第1部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案5件を審議し、決定した。
- (4) 第1部会では、厚生年金4件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2件はあっせんを行う方向で審議を進めることにした。  
残る2件については継続審議とした。  
また、事務室より厚生年金事案1件の取下げの報告が行われた。
- (5) 次回の第1部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月27日（火）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第152回） 議事要旨（第2部会）

- 1 日 時 平成22年7月21日（水）13時15分から15時15分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）南淵部会長 小磯部会長代理 山岡委員 小栗委員  
（東京地方第三者委員会事務室）中村次長補佐 ほか
- 4 議 題  
申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第2部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (2) 次回の第2部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月28日（水）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第152回） 議事要旨（第3部会）

1 日 時 平成22年7月21日（水）13時10分から16時15分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）森部会長 山本部会長代理 三浦委員 寺田委員

（東京地方第三者委員会事務室）千住次長補佐 飯塚主任調査員 ほか

4 議 題

- (1) 部会長代理の指名
- (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
- (3) あっせん案等の審議
- (4) 申立事案の審議

5 会議経過

- (1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が山本委員を部会長代理に指名した。
- (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
- (3) 第3部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案1件及び訂正が必要でないとのあっせん案2件を審議し、決定した。
- (4) 第3部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2件はあっせんを行う方向で、1件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る2件については継続審議とした。
- (5) 次回の第3部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月28日（水）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第152回） 議事要旨（第9部会）

1 日 時 平成22年7月21日（水）15時から16時35分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）吉田部会長 茶谷部会長代理 板橋委員 明河委員  
（東京地方第三者委員会事務室）榎本次長補佐 ほか

4 議 題

- (1) 部会長代理の指名
- (2) あっせん案等の審議
- (3) 申立事案の審議

5 会議経過

- (1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が茶谷委員を部会長代理に指名した。
- (2) 第9部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案3件及び訂正が必要でないとのあっせん案2件を審議し、決定した。
- (3) 第9部会では、厚生年金6件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、5件はあっせんを行う方向で、1件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
- (4) 次回の第9部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月28日（水）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第152回） 議事要旨（第10部会）

- 1 日 時 平成22年7月21日（水）13時15分から16時30分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）豊田部会長 笹山部会長代理 西村委員 高木委員  
（東京地方第三者委員会事務室）川島次長補佐 石田主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 部会長代理の指名
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) あっせん案等の審議
  - (4) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が笹山委員を部会長代理に指名した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第10部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案4件及び訂正が必要でないとのあっせん案3件を審議し、決定した。
  - (4) 第10部会では、厚生年金12件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、7件はあっせんを行う方向で、5件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (5) 次回の第10部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月28日（水）13時15分から開催することにした。

〔文責：事務室  
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 19 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 21 日（水） 13 時 15 分から 14 時 45 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 浅野部会長 金光部会長代理 玉田委員 歌津委員

（東京地方第三者委員会事務室） 石川次長補佐 渡辺主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 19 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。

(3) 第 19 部会では、厚生年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2 件はあっせんを行う方向で、2 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 19 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 28 日（水） 13 時 15 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 20 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 21 日（水）14 時 30 分から 17 時 20 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）久保原部会長 花崎部会長代理 味園委員 小松委員  
（東京地方第三者委員会事務室）高崎次長補佐 林調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 部会長代理の指名
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が花崎委員を部会長代理に指名した。
  - (2) 第 20 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 20 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行う方向で、2 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 20 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 28 日（水）14 時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 24 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 21 日（水） 15 時 30 分から 17 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 藤原部会長 吉瀬部会長代理 井田委員 當間委員

（東京地方第三者委員会事務室） 後藤次長 大山主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 24 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 6 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。

(3) 第 24 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、7 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 24 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 28 日（水） 15 時 30 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 30 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 21 日（水）13 時 15 分から 16 時 20 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）清野部会長 恩田部会長代理 中島委員 海老原委員  
（東京地方第三者委員会事務室）松元次長補佐 青木調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 部会長代理の指名
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が恩田委員を部会長代理に指名した。
  - (2) 第 30 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 30 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行う方向で、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 30 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 28 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第152回） 議事要旨（第4部会）

1 日 時 平成22年7月22日（木）13時15分から15時40分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）前田部会長 佐々川部会長代理 福岡委員 大箭委員

（東京地方第三者委員会事務室）千住次長補佐 井上主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 部会長代理の指名

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録確認第三者委員会令第5条第5項に基づき、部会長が佐々川委員を部会長代理に指名した。

(2) 第4部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案31件及び訂正が必要でないとのあっせん案3件を審議し、決定した。

(3) 第4部会では、厚生年金8件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、6件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第4部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月29日（木）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第152回） 議事要旨（第6部会）

- 1 日 時 平成22年7月22日（木）9時15分から12時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）渡邊部会長 小池委員 高野委員  
（東京地方第三者委員会事務室）中村次長補佐 熱海主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第6部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案25件及び訂正が必要でないとのあっせん案4件を審議し、決定した。
  - (2) 第6部会では、厚生年金16件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、13件はあっせんを行う方向で、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第6部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月29日（木）9時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第152回） 議事要旨（第7部会）

- 1 日 時 平成22年7月22日（木）14時から16時30分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）植西部会長 竹内部会長代理 安藤委員 大石委員  
（東京地方第三者委員会事務室）榎本次長補佐 坂口調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第7部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案5件を審議し、決定した。
  - (2) 第7部会では、厚生年金6件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、6件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第7部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7月29日（木）14時から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 12 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 22 日（木） 13 時 30 分から 16 時 10 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 三井田部会長 森岡部会長代理 中澤委員 安田委員

（東京地方第三者委員会事務室） 安治川次長補佐 筑後主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) 申立事案の審議

(3) あっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 12 部会では、厚生年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(3) 第 12 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。

(4) 次回の第 12 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 29 日（木） 13 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 16 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 22 日（木）13 時 15 分から 15 時 30 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）滝田部会長 中垣部会長代理 加納委員 飯塚委員

（東京地方第三者委員会事務室）柏木次長補佐 坂田調査員 ほか

4 議 題

- (1) 口頭意見陳述の実施
- (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
- (3) あっせん案等の審議
- (4) 申立事案の審議

5 会議経過

- (1) 第 16 部会では、厚生年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。
- (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
- (3) 第 16 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
- (4) 第 16 部会では、厚生年金 3 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1 件はあっせんを行う方向で、2 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
- (5) 次回の第 16 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 29 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 22 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 22 日（木）13 時 15 分から 17 時 15 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）永井部会長 内田部会長代理 津田委員 吉山委員  
（東京地方第三者委員会事務室）小川次長補佐 今本主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
  - (4) 口頭意見陳述の実施
- 5 会議経過
  - (1) 第 22 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 7 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 22 部会では、国民年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 第 22 部会では、国民年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行う方向で審議を進めることとした。
  - (5) 次回の第 22 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 29 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 25 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 22 日（木）13 時 15 分から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）森萩部会長 小名部会長代理 大島委員 中田委員  
（東京地方第三者委員会事務室）後藤次長 本間主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 部会長代理の指名
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (4) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が小名委員を部会長代理に指名した。
  - (2) 第 25 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
  - (3) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (4) 第 25 部会では、国民年金 10 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、4 件はあっせんを行う方向で、6 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (5) 次回の第 25 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 29 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 27 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 22 日（木） 13 時 15 分から 16 時 45 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員） 豊崎部会長 川崎部会長代理 渡邊委員 石川委員  
（東京地方第三者委員会 事務室） 秦次長補佐 鈴木調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 27 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 27 部会では、国民年金 9 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る 2 件については継続審議とした。
  - (4) 次回の第 27 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 29 日（木） 13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 29 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 22 日（木）13 時 15 分から 17 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）山本部会長 坂本部会長代理 松岡委員

（東京地方第三者委員会事務室）松元次長補佐 伊藤調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 29 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 5 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 29 部会では、国民年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、6 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 29 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 29 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 152 回） 議事要旨（第 15 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 23 日（金）13 時 9 分から 15 時 45 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）永島部会長 熊谷部会長代理 齊藤委員 益田委員

（東京地方第三者委員会事務室）塚田次長補佐 関調査員 ほか

4 議 題

(1) 部会長代理の指名

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録確認第三者委員会令第 5 条第 5 項に基づき、部会長が熊谷委員を部会長代理に指名した。

(2) 第 15 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 6 件を審議し、決定した。

(3) 第 15 部会では、厚生年金 3 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 15 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、7 月 30 日（金）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第153回） 議事要旨（第8部会）

- 1 日 時 平成22年7月26日（月）13時15分から16時30分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）柳楽部会長 関根部会長代理 大野委員 島崎委員  
（東京地方第三者委員会事務室）榎本次長補佐 齋藤主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第8部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案3件及び訂正が必要でないとのあっせん案4件を審議し、決定した。
  - (2) 第8部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2件はあっせんを行う方向で、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第8部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8月2日（月）9時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 14 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 26 日（月）13 時 15 分から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）久保部会長 榎本部会長代理 福岡委員 金網委員  
（東京地方第三者委員会事務室）塚田次長補佐 根岸主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 14 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
  - (2) 第 14 部会では、厚生年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、4 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第 14 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 2 日（月）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 18 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 26 日（月） 14 時から 16 時 10 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）高橋部会長 奥住部会長代理 岩城委員 手串委員  
（東京地方第三者委員会事務室）石川次長補佐 鈴木調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 18 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 18 部会では、厚生年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る 1 件については継続審議とした。
  - (4) 次回の第 18 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 3 日（火）14 時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第153回） 議事要旨（第1部会）

1 日 時 平成22年7月27日（火）13時15分から16時20分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 富田委員長 金子部会長代理 薄井委員 田川委員

（東京地方第三者委員会事務室） 金沢次長 沼川調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第1部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案5件を審議し、決定した。

(3) 第1部会では、厚生年金9件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、5件はあっせんを行う方向で、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

残る1件については継続審議とした。

また、事務室より厚生年金事案2件の取下げの報告が行われた。

(4) 次回の第1部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8月4日（水）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第153回） 議事要旨（第5部会）

1 日 時 平成22年7月27日（火）13時15分から15時15分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）吉田部会長 吉村部会長代理 嶋津委員 野村委員

（東京地方第三者委員会事務室）川島次長補佐 佐藤主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第5部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案3件及び訂正が必要でないとのあっせん案2件を審議し、決定した。

(3) 第5部会では、厚生年金4件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第5部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8月3日（火）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 11 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 27 日（火） 9 時 30 分から 11 時 40 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）高木部会長代理 永井委員 高木委員  
（東京地方第三者委員会事務室）安治川次長補佐 阿部主任調査員 地引調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 11 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。
  - (2) 第 11 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
また、事務室より厚生年金事案 1 件の取下げの報告が行われた。
  - (3) 次回の第 11 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 3 日（火）13 時 30 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 13 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 27 日（火）13 時から 17 時 10 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）川合部会長 笠原部会長代理 金子委員 須藤委員

（東京地方第三者委員会事務室）濱田次長 阿藤主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 口頭意見陳述の実施

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) あっせん案等の審議

(4) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 13 部会では、厚生年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 13 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 5 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。

(4) 第 13 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、4 件はあっせんを行う方向で審議を進めることにした。

残る 1 件については継続審議とした。

(5) 次回の第 13 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 3 日（火）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 17 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 27 日（火） 9 時 10 分から 11 時 25 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）山岸部会長代理 小林委員 松崎委員  
（東京地方第三者委員会事務室） 柏木次長補佐 三星調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 17 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 85 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。
  - (2) 第 17 部会では、厚生年金 13 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、11 件はあっせんを行う方向で、2 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第 17 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 3 日（火） 9 時 15 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 21 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 27 日（火） 15 時 30 分から 17 時 30 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）川崎部会長 高根部会長代理 齊藤委員  
（東京地方第三者委員会事務室）高崎次長補佐 中野主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 21 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 21 部会では、厚生年金 6 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、2 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 21 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 3 日（火）14 時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 23 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 27 日（火）13 時 15 分から 17 時 20 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）山本部会長 横山部会長代理 宮野委員 松山委員  
（東京地方第三者委員会事務室）小川次長補佐 小峰主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 23 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 23 部会では、国民年金 9 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、5 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。  
残る 1 件については継続審議とした。
  - (4) 次回の第 23 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 3 日（火）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 26 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 27 日（火） 9 時 30 分から 12 時 20 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 布施部会長 大島部会長代理 新村委員 大平委員

（東京地方第三者委員会事務室） 秦次長補佐 渡邊調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 26 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 26 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2 件はあっせんを行う方向で、6 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 26 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 3 日（火） 9 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 28 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 27 日（火） 14 時から 17 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）高澤部会長 藤原部会長代理 伊東委員 田島委員  
（東京地方第三者委員会事務室）松元次長補佐 島本調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 28 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 6 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 28 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行う方向で、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 次回の第 28 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 3 日（火） 14 時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 2 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 28 日（水）13 時 15 分から 16 時 15 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）南淵部会長 小磯部会長代理 山岡委員 小栗委員  
（東京地方第三者委員会事務室）中村次長補佐 半田調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 2 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。
  - (2) 第 2 部会では、厚生年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第 2 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 4 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第153回） 議事要旨（第3部会）

1 日 時 平成22年7月28日（水）13時5分から15時35分

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）森部会長 山本部会長代理 三浦委員 寺田委員

（東京地方第三者委員会事務室）千住次長補佐 飯塚主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第3部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案3件及び訂正が必要でないとのあっせん案2件を審議し、決定した。

(3) 第3部会では、厚生年金6件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1件はあっせんを行う方向で、5件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第3部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8月4日（水）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第153回） 議事要旨（第9部会）

- 1 日 時 平成22年7月28日（水）13時15分から14時26分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）吉田部会長 茶谷部会長代理 板橋委員 明河委員  
（東京地方第三者委員会事務室）榎本次長補佐 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第9部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案1件及び訂正が必要でないとのあっせん案5件を審議し、決定した。
  - (2) 第9部会では、厚生年金7件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、6件はあっせんを行う方向で、1件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第9部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8月4日（水）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 10 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 28 日（水）13 時 15 分から 16 時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）豊田部会長 笹山部会長代理 西村委員 高木委員  
（東京地方第三者委員会事務室）川島次長補佐 石田主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (2) あっせん案等の審議
  - (3) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (2) 第 10 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 20 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。
  - (3) 第 10 部会では、厚生年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、7 件はあっせんを行う方向で審議を進めることにした。  
残る 1 件については継続審議とした。
  - (4) 次回の第 10 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 4 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第153回）議事要旨（第19部会）

1 日 時 平成22年7月28日（水）13時15分から15時35分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）浅野部会長 金光部会長代理 玉田委員 歌津委員

（東京地方第三者委員会事務室）石川次長補佐 渡辺主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第19部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件及び訂正が必要でないとのあっせん案3件を審議し、決定した。

(3) 第19部会では、厚生年金5件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

残る1件については継続審議とした。

(4) 次回の第19部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8月4日（水）13時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 20 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 28 日（水）14 時 30 分から 17 時 10 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）久保原部会長 花崎部会長代理 味園委員 小松委員  
（東京地方第三者委員会事務室）高崎次長補佐 林調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第 20 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。
  - (2) 第 20 部会では、厚生年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、3 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第 20 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 4 日（水）14 時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 24 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 28 日（水） 15 時 30 分から 18 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 藤原部会長 吉瀬部会長代理 井田委員 當間委員

（東京地方第三者委員会事務室） 後藤次長 大山主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

(4) 口頭意見陳述の実施

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 24 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 6 件を審議し、決定した。

(3) 第 24 部会では、国民年金 9 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2 件はあっせんを行う方向で、6 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

残る 1 件については継続審議とした。

(4) 第 24 部会では、国民年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行わない方向で審議を進めることとした。

(5) 次回の第 24 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 4 日（水） 15 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 30 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 28 日（水）13 時 15 分から 16 時 20 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）清野部会長 恩田部会長代理 中島委員 海老原委員

（東京地方第三者委員会事務室）松元次長補佐 青木調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 30 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。

(2) 第 30 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、3 件はあっせんを行う方向で、5 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(3) 次回の第 30 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 4 日（水）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第153回） 議事要旨（第4部会）

1 日 時 平成22年7月29日（木）13時15分から16時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）前田部会長 佐々川部会長代理 福岡委員 大箭委員

（東京地方第三者委員会事務室）千住次長補佐 井上主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第4部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案3件及び訂正が必要でないとのあっせん案5件を審議し、決定した。

(3) 第4部会では、厚生年金6件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2件はあっせんを行う方向で、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

残る1件については継続審議とした。

(4) 次回の第4部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8月5日（木）13時15分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第153回） 議事要旨（第6部会）

- 1 日 時 平成22年7月29日（木）9時15分から12時まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）渡邊部会長 吉澤部会長代理 小池委員 高野委員  
（東京地方第三者委員会事務室）中村次長補佐 熱海主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第6部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案3件及び訂正が必要でないとのあっせん案5件を審議し、決定した。
  - (2) 第6部会では、厚生年金8件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、5件はあっせんを行う方向で、3件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第6部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8月5日（木）9時15分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第153回） 議事要旨（第7部会）

- 1 日 時 平成22年7月29日（木）14時から16時30分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）植西部会長 竹内部会長代理 安藤委員 大石委員  
（東京地方第三者委員会事務室）榎本次長補佐 坂口調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 申立事案の審議
- 5 会議経過
  - (1) 第7部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案2件及び訂正が必要でないとのあっせん案1件を審議し、決定した。
  - (2) 第7部会では、厚生年金3件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1件はあっせんを行う方向で、2件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (3) 次回の第7部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8月5日（木）14時から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 12 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 29 日（木） 13 時 30 分から 16 時 50 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 三井田部会長 森岡部会長代理 中澤委員

（東京地方第三者委員会事務室） 安治川次長補佐 筑後主任調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) 申立事案の審議

(3) あっせん案等の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 12 部会では、厚生年金 7 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、4 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(3) 第 12 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 4 件を審議し、決定した。

(4) 次回の第 12 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 5 日（木） 14 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 16 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 29 日（木）13 時 15 分から 15 時 30 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）滝田部会長 中垣部会長代理 加納委員 飯塚委員

（東京地方第三者委員会事務室）柏木次長補佐 坂田調査員 ほか

4 議 題

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(2) あっせん案等の審議

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(2) 第 16 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 1 件を審議し、決定した。

(3) 第 16 部会では、厚生年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、2 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 16 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 5 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 22 部会）

- 1 日 時 平成 22 年 7 月 29 日（木）13 時 15 分から 17 時 30 分まで
- 2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室
- 3 出席者  
（委員）永井部会長 内田部会長代理 津田委員 吉山委員  
（東京地方第三者委員会事務室）小川次長補佐 今本主任調査員 ほか
- 4 議 題
  - (1) あっせん案等の審議
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明
  - (3) 申立事案の審議
  - (4) 口頭意見陳述の実施
- 5 会議経過
  - (1) 第 22 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 3 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 3 件を審議し、決定した。
  - (2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。
  - (3) 第 22 部会では、国民年金 5 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。  
この結果、1 件はあっせんを行う方向で、4 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。
  - (4) 第 22 部会では、国民年金 1 件について口頭意見陳述を実施した。その結果、あっせんを行う方向で審議を進めることとした。
  - (5) 次回の第 22 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 5 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 25 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 29 日（木）13 時 15 分から 17 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）森萩部会長 小名部会長代理 大島委員 中田委員

（東京地方第三者委員会事務室）後藤次長 本間主任調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 25 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 4 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 6 件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 25 部会では、国民年金 8 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、6 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

残る 1 件については継続審議とした。

(4) 次回の第 25 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 5 日（木）9 時 30 分から開催することにした。

〔 文責：事務室  
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 27 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 29 日（木） 13 時 15 分から 15 時 30 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員） 豊崎部会長 川崎部会長代理 渡邊委員 石川委員

（東京地方第三者委員会事務室） 秦次長補佐 鈴木調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 27 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 2 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 5 件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 27 部会では、国民年金 9 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、3 件はあっせんを行う方向で、6 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 27 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 5 日（木） 15 時から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 29 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 29 日（木）13 時 15 分から 17 時まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）山本部会長 坂本部会長代理 松岡委員 坂本委員

（東京地方第三者委員会事務室）松元次長補佐 伊藤調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等の説明

(3) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 29 部会として、国民年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 6 件を審議し、決定した。

(2) 年金記録に係る確認申立の受付件数等について、事務室から説明があった。

(3) 第 29 部会では、国民年金 9 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、8 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(4) 次回の第 29 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 5 日（木）13 時 15 分から開催することにした。

（ 文責：事務室  
後日修正の可能性あり ）

年金記録確認東京地方第三者委員会（第 153 回） 議事要旨（第 15 部会）

1 日 時 平成 22 年 7 月 30 日（金）13 時 15 分から 15 時 16 分まで

2 場 所 年金記録確認東京地方第三者委員会事務室 委員室

3 出席者

（委員）永島部会長 齊藤委員 益田委員

（東京地方第三者委員会事務室）塚田次長補佐 関調査員 ほか

4 議 題

(1) あっせん案等の審議

(2) 申立事案の審議

5 会議経過

(1) 第 15 部会として、厚生年金の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案 1 件及び訂正が必要でないとのあっせん案 2 件を審議し、決定した。

(2) 第 15 部会では、厚生年金 4 件の事案ごとに事務室からの概要説明を受けて審議を行った。

この結果、1 件はあっせんを行う方向で、3 件はあっせんを行わない方向で審議を進めることにした。

(3) 次回の第 15 部会においても、引き続き、申立事案の審議を行うこととした。次回は、8 月 6 日（金）13 時 15 分から開催することにした。

（文責：事務室  
後日修正の可能性あり）